

**立教大学学術推進特別重点資金（立教SFR）**

**個人研究**

**2023年度研究成果報告書**

<b>研究代表者</b>	所属部局・職名	氏名
	経済学部・助教	日高 卓朗
<b>研究課題</b>	20世紀アメリカ西部における「開墾事業」と砂漠地法の関連	
<b>研究期間</b>	2023年度	
<b>研究経費</b> (1円単位)	(支出金額) 489,447円 / (採択金額) 490,000円	

**研究の概要** (200~300字で記入、図・グラフは使用しないこと。)

砂漠地法(Desert Land Act)は19世紀から存在する、アメリカ合衆国西部への入植を促進する法律である。本研究では、20世紀初頭に始まった連邦政府による水資源開発である「開墾事業」(Reclamation Project)と、砂漠地法の関連を明らかにし、この2つの制度に、より正確な評価を与えることを目指している。これまでに、入植者の性質や、連邦政府による具体的な対応を示す史料を収集した。入植者の性質については十分なデータを得ることができなかったが、連邦政府の果たした役割については検討を進めることができた。開墾事業開始後の連邦政府職員の対応が、砂漠地法に基づく入植を支えた場合と、妨げた場合が存在したことが示された。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[ 砂漠地法 ] [ 開墾法 ] [ アメリカ経済史 ]

**研究成果の概要** (図・グラフ等は使用しないこと。)

研究計画で目的として設定した3点について、順に検討を行った。第1に、砂漠地法に基づいて入植した人々の出身地、資本、働き方などの属性の変遷について調査した。筆者はまず、ナショナルアーカイブスデンバー館に所蔵されている砂漠地法に基づく開墾事業領域への入植関連史料から、入植申請者のデータを電子ファイルに整理した。その結果、残存している史料に記載されている入植者関連情報は、限られたものであることが明らかになった。例えば、入植申請者の氏名について、姓が省略されている史料や、本名で記載されていない史料があった。多くの史料で入植申請者の姓名がそろっていれば、センサスデータと照合することで、出身州、入植時の年齢、家族構成を把握することができる。しかし、そのような史料が一部に限定されていることで、センサスデータと組み合わせることは困難になった。さらに、入植者の情報が本名で記載されていない史料が含まれていることで、姓名が共に掲載されている史料であっても、信頼できる根拠と見なすことが難しくなった。次に、入植者の持つ資本についても検討を試みたが、一部事業の一部年のデータしか残されていなかった。そのため、入植者の資本の時系列的变化を追うことが困難になった。このように、入植者の属性の考察については、限定的にしか明らかにすることができなかった。

第2に、砂漠地法に基づく入植に関連した、連邦政府の意思決定を分析した。この点についてはまず、研究費で購入した書籍等に基づき、砂漠地法の性質の再確認から行った。砂漠地法は、カリフォルニア州のラッセン郡に適用されていた法律を、西部のより広い範囲に適用したものであった。同郡において、西部に農作物を供給するためにはホームステッド法で認められているよりも広い土地で農業を行うことが必要と考えられ、法律で640エーカーまでの土地所有が認められた。この法律の適用対象となる土地は、灌漑しない限り作物栽培が困難な砂漠地に限定された。入植者は土地に水を引き、灌漑農業を行うための証明を行った後、2年後に1エーカーあたり1.25ドルを支払って入植することができた。この法律に修正を加え、適用範囲をより広げたものが1877年の砂漠地法である。開墾事業が開始した数年後の1909年には、カリフォルニア、コロラド、アイダホ、モンタナ、ネバダ、ノースダコタ、オレゴン、サウスダコタ、ユタ、ワシントン、ワイオミング、アリゾナ、ニューメキシコの州・準州が法律の対象であり、入植者が所有可能な面積は320エーカーに縮小されていた。このように砂漠地法は、西部への入植を促す法律の1つとして成立したが、大きな資本を持つ者の土地取得や、土地投機のための土地取得に利用されることになったのである。

続いて、入植に関する連邦政府の具体的な意思決定については、収集した史料から部分的に検討を進めることができた。部分的であるのは、史料収集の実施が2023年9月であり、収集した全ての史料を筆者が詳細に読み込むには、さらなる時間を要するためである。そのためここでは現時点までに把握した、砂漠地法の運用上発生した問題に関する連邦政府の代表的な対応について述べる。

1904年の時点で、砂漠地法に基づいて開墾事業領域への入植を希望する者の中には不正を働く者がおり、砂漠地法に問題があることが認識されていた。ある連邦政府職員は、砂漠地法に基づく入植者を2つのタイプに分けて認識している。第1は、土地の開墾と利用を実際に希望する者である。第2は、単に土地の所有権確保を目的とし、その土地で灌漑農業を営むことが不可能であることを知っている者である。この連邦政府職員は、可能な限り第1のタイプの人々の入植を認めることが望ましく、実際に土地で農業を営むつもりがない第2のタイプの人々に土地所有を認めてはならないと述べている。この連邦政府職員は、不正な土地取得を可能にする砂漠地法の問題点についても述べており、それは十分に水が供給されている状態や、灌漑の状態について、自由に解釈する余地があることであった。また、砂漠地法を遵守する入植申請者は余裕をもって生活することができないとも述べるなど、法律にさらに別の問題があることも指摘している。これらの職員による指摘は、開墾事業開始後の比較的早い時期から、砂漠地法の問題点を認識した上で、連邦政府が入植を進めていたことを示している。

また、入植申請者の土地の利用状況を連邦政府が継続して観察できないため、相対的に信頼できる情報に基づいて審査していたことが示されている。1905年の事例では、土地利用方法に対する見解が職員間で異なることで議論が生じていた。ある土地において一時期、約12エーカーがフェンスで囲われ灌漑されていたが、職員が訪問した際にはフェンスが撤去または破壊され、土地が雑草で覆われていた。このような土地の状態は砂漠地法の要件を満たさないが、土地の利用状況が常に同じというわけではなく、他の職員が訪問した際の土地の状態は砂漠地法の要件を満たしていた。この事例では、土地の状態が継続して観察できず、入植申請者に灌漑農業を行わない意図があるかは判断できないため、最新の状態が入植審査に用いられることになった。土地の利用状況の把握の困難さに関しては、1928年の農作物栽培状況の事例もある。ある申請者が作成した作物記録と、連邦政府が作成した作物報告書の記載内容に大幅な違いがあり、入植審査においてどちらのデータを信頼するかが議論になった。この事例では政府作成の報告書の数値が採用されたが、現場で対応にあたるスタッフは、どの記録を審査に用いるべきか判断できていなかった。このように、申請者の土地利用状況が常には把握できない中で、連邦政府はもっとも信頼できるデータの利用を試みていたと言えるであろう。

**研究成果の概要 (つづき)**

農業知識の不足から、連邦政府が誤った判断を下した事例もある。1905年に、連邦政府職員はある区画について、東半分には家、納屋、囲い、30から40エーカーの耕作地と井戸があるものの、西半分の土地は、平坦で改善可能にも関わらず、灌漑や改良の試みがないとみなした。この結果、その区画の西半分についての入植を取り消すか、または灌漑の十分な証拠が示されるまで、入植許可を保留することが推奨された。しかし、同区画の入植申請者がこの決定に控訴した後の1909年には、区画に十分な量の水が供給されて土地の灌漑が行われたことは疑いなく、西半分で農作物が栽培されていなかったのは、土壌が多くアルカリを含むためであったということが明らかになった。この土地の状況確認のために証人が集められ、検討が進められた。多くの証人の認識は政府職員の認識とほぼ同じであったが、証人の中には1905年までその区画を知らない者や、土地の境界線を正確に認識していない者が含まれた。このケースで最も重要な証言をしたのは、約20年間農業と灌漑に従事していた開墾局の建設監督者であった。彼は1902年と1903年にその区画を頻りに訪れ、申請者による土地耕作を見ていた。この期間、彼は申請者による土地の西半分への水供給を観察し、水路は区画全体を恒久的に灌漑するのに十分な機能を持つとみなした。また彼は、申請者が区画全体を水浸しにしていたことも証言した。さらに、土地に含まれるアルカリを取り除いて灌漑農業を行えるようにする唯一の方法が土地を水浸しにすることであると、申請者が知っているとも証言した。これらの証言によって、申請者による取り組みは農作物を栽培する準備として非常に重要であることが認められ、連邦政府による申請の却下・保留の決定は覆された。政府職員の証言によって連邦政府の決定が覆されたことになる。この事例は、農業知識の不足から、連邦政府が誤った判断を下すこともあったことを示している。

以上で紹介した事例は代表例であり、ここで紹介していない、連邦政府職員が詐欺的な土地取得を防いだ取り組みの例、他の問題に取り組んだ例もあった。開墾事業領域においても砂漠地法に基づく入植には問題が存在し、連邦政府機関が問題に対処していたのである。これまでの調査範囲では、連邦政府は詐欺的な土地取得を防ぐため、可能な限り信頼できる情報に基づいて審査していたが、農業知識の不足から、土地投機を意図していない者の申請を誤って却下することもあったことが示されている。さらに多くの事例を検討することで、連邦政府の役割に具体的な評価を与えることが可能になるであろう。

第3に、西部各地で発達した農業と、砂漠地法に基づく入植の関連について検討した。この点については、先述したように入植者に関する詳細な情報が不足していること、および入植に関する連邦政府の意思決定の検討が途中であることから、各地の農業の性質を明らかにする作業を先に行った。刊行史料に記載されている開墾事業における農作物データのうち、比較可能な形で利用可能なのは1913年からのものであるため、同年から1940年までのデータを入力し、各事業の特徴を把握した。アリゾナやニューメキシコのような温暖な地域に位置する事業では、綿花栽培や野菜・果物栽培が発達するため、1エーカーあたりの農作物収入額が他の地域の事業より高い傾向がある。例えば、インフレの影響を考慮した後での1エーカーあたり農作物収入額の1940年までの平均は、アリゾナに位置するソルトリバー事業とユマ事業では40ドルを超えるが、モンタナに位置する事業では10ドル台である。また同一作物でも事業間で1エーカーあたり収益額の差が見られた。このような事業間の作物の違いが入植に与える影響に関しては、入植時の審査に限れば、事業間で大きな差は無かったと言える。砂漠地法に基づいて入植する際には、審査における最終的な証明を行う際に、実際に土地を耕作していることを示す必要があるが、この時点では最低でも干し草などを栽培している様子を示せばよく、野菜・果物などの栽培までは求められていない。これまで確認した審査に関連する史料でも、申請者が栽培しているのは殆どが干し草や穀物である。一方で、各事業への入植者の数や動向については、事業間の栽培可能な作物の違いが、影響を与えた可能性がある。しかし、この点についてはさらに多くの入植者関連史料に目を通す必要があり、今後の課題である。

※この(様式2)に記入の、成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ① 雑誌論文 (著者名、論文タイトル、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ② 図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③ シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④ その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

① なし

② なし

③ なし

④ なし

(本研究の成果をまとめ、2024年度中に社会経済史学会九州部会等での学会報告を計画中。)